

ECO CAR FESTA 2006
 2006 西日本 EV フェスティバル備北・岡山
 2006 World Econo Move GP rd.3
 ワールドエコノムーブ備北・岡山規則書

公 示

本競技会は 2006 ワールドエコノムーブグランプリシリーズの共通規則及び本競技会特別規則書により ECO CAR FESTA 2006・WEM GP 国際競技として開催される。

- 第 1 乗 競技会の名称
 2006 ワールドエコノムーブグランプリ rd.3
 ワールドエコノムーブ備北・岡山
- 第 2 乗 テーマ
 過去・現在・・・そして未来へ
 地球の温暖化が見えてきた
 くるま文化も地球も大切に
- 第 3 条 開催日程
 2006 年 7 月 23 日(日)
- 第 4 条 開催場所
 備北ハイランドサーキット Bコース〔コース全長 1.1km 幅 8～12m〕
 〒719-2722 岡山県新見市豊永佐伏字焼見堂 TEL 0867-74-2918
 中国自動車道「北房 IC」降りて約 5 分
- 第 5 条 競技種目
 限られたクリーンエネルギーを使用して 1 時間内に走行した周回数を競うエコノ・レース競技
- 第 6 条 主催
 エコカーフェスタ 2006 実行委員会
- 第 7 条 共催
 ワールドエコノムーブ備北・岡山実行委員会
 日本オートスポーツクラブ(JASC)
 日本ソーラーカークラブ(JSCC)
 日本ハイブリッドカークラブ(JHVCC)
- 第 8 条 後援(予定)
 内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省、国土交通省、岡山県、岡山県教育委員会、新見市、
 新見市教育委員会、日本自動車連盟中国本部、日本EVクラブ、クリーンエナジーアライアンス、
 日本太陽エネルギー学会、四国EVチャレンジ委員会
- 第 9 条 協力
 JAF 加盟クラブ ツーアンドフォーモータースポーツ
 JAF 加盟クラブ クラブ・スーパースペシャルステージ
 備北ハイランドサーキット
- 第 10 条 大会役員
 プログラム及び公式通知に示す。
- 第 11 条 参加申込先
 〒542-0062 大阪市中央区上本町西 5-1-6 寛永ビル 5 F
 株式会社ツーアンドフォー内 WEM事務局
 TEL 06-6761-0248 FAX 06-6761-0067
 E-Mail: info@2and4.co.jp HP: <http://www.2and4.co.jp>
- 第 12 条 参加申し込み
 参加申し込みは参加料と下記書類を完全に記入したうえで 2006 年 4 月 10 日(月)から 5 月 19 日(金)
 までに提出しなければならない。
 1) 参加申込書
 2) 参加承諾書は開催当日までに 20 才未満のチーム員(ドライバーを含む)がいる場合は親権者の承諾
 を取り署名、捺印を必要とする。(2006 年 7 月 20 日(木) 17:00 までに提出すること)
 3) 車両仕様書(参加車両の写真又はデザイン画を添付すること) 提出期間 4/10～7/14
- 第 13 条 参加受理と拒否
 1) 参加申込者に対して大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。
 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
 (ただし、事務処理経費として 2,000 円を差し引く)

3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者には参加料は返還されない。

第 14 条 参加料

オープンレース (オープンクラス): 24,000 - ジュニアレース (ジュニアクラス): 17,000 -
参加料に含まれる物

(バッテリー、公式プログラム×2、参加 T シャツ×3、車両パス×2、クレデンシャル×3、消費税)
振込みの場合は三菱東京UFJ銀行 上本町支店 普通口座 4664534 エコカーフェスタ事務局

第 15 条 競技保険

1) 参加チームのメンバーは全員当競技会に有効な保険に加入していることが望ましい
加入希望の場合は主催者の斡旋する保険に加入しなければならない。

2) 主催者の指定する保険に加入の場合は (7/23 6:00~18:00 会場内のみ適用)
ドライバー 3,870 円/名 死亡 1,000 万円 通院 1,750 円 入院 3,500 円
メカニック 1,220 円/名 死亡 500 万円 通院 1,500 円 入院 3,400 円

3) 申込期間 4月10日(月)~7月20日(木)

第 16 条 参加車両

2006 年ワールドエコノムーブグランプリ共通規則書及び本大会車両規則に合致する車両とする。

第 17 条 競技方法

各チームにイコールコンデションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを有効に使って、1 時間の間に走行した周回数を競う

第 18 条 レース区分

1. WEM - GP オープンレース / 2006.7.21 現在 18 才以上のドライバーのレース

2. WEM - GP ジュニアレース / 2006.7.21 現在 15 才以上又は 18 歳未満のドライバー及びメンバーを主体とするクラス、もしくは学校名 (高等学校) でのエントリーでドライバーを含む半数以上が学生のチームのレース

1.2 共にグランプリシリーズの有効ポイント獲得レースである
台数により混走もしくは追加レースをする場合もある

第 19 条 ドライバーの資格

2006 年 7 月 21 日現在 15 歳以上であり、当競技会の参加について標準能力をもっていること。コース、スピードに対しても的確でありかつ走行が可能である者

(ドライバーが 20 才未満の場合はその親または保護者の承諾が必要である)

第 20 条 参加代表者、ドライバー及びピット要員の登録

1) 参加代表者は 20 才以上でチーム員の行動に全責任を負うものとする。

2) 参加者はドライバー及びピット要員 (参加代表者を含む) を 2006 年 7 月 12 日 (水) までに登録しなければならない。

第 21 条 自動計測装置の装着

1) 主催者が自動計測装置の装着を義務付けた場合は、車検までにこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は走行を認められない。

2) 万一破損、紛失した場合は理由の如何に問わず 1 個 30,000 円が主催者より請求される。

3) 計測装置の配布は参加受付時に行い、返却については各クラスの最終走行後 1 時間以内とする。

第 22 条 車両名及び広告

1) 車名は原則として、15 文字以内とする。

2) 主催者が指定した場合は広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。

第 23 条 公式車両検査

1) 公式車両検査は公式通知で示されるタイムスケジュールに従って所定の車両検査区域で行われる。

2) 公式車両検査を受けない車両、参加不適切と判断された車両また技術委員長による改善命令に応じない車両は競技に参加できない。

3) 公式車両検査に合格した後の車両を改造してはならない。

4) 技術委員長は公式車両検査の時間外であっても、随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

第 24 条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

1) 競技を終了した完走車は、競技役員の指示により、パドック内の所定の区域に保管される。保管中の車両を改造したり整備してはいけない。

2) 入賞車及び抗議対象車は、競技終了後、または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。

3) 大会審査委員会または技術委員長が求める車両検査に必要な分解、組み立て作業は参加者の責任で行わなければならない。

また、抗議対象車の分解、組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合は、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員長が算定し大会審査委員会が承認した額とする。

4) 入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員が認めた者以外立ち会うことが出来ない。

第 25 条 車両変更

- 1) 参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- 2) やむを得ない事情による車両変更は、参加申し込みをした同クラスについてのみ許され、期限は競技会当日の参加受付が終了までとする。
- 3) その場合、車両申告書を新たに大会事務局へ提出し、審査委員会の許可を得なければならない。

第 26 条 ドライバーの変更

ドライバーの変更は、登録されたドライバーに限り当該車両の公式車検開始までとし、大会事務局へ申し出て審査委員会の許可を得なければならない。

第 27 条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際して下記に定める誓約文を理解し署名しなければならない。

誓約文

私は WEM-GP 共通規則書ならびに本競技特別規則書の規定に同意いたします。また競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で私自身及び私の指名した運転手、チーム員の受けた損害について、決して WEM-GP 関係者、オーガナイザー、組織委員、競技役員、係員、ならびに他の競技者などに対して非難したり責任を追及したり損害賠償を要求したりしないことを誓約いたします。なお、このことは事故が上記オーガナイザー団体または大会関係役員の手違いなどに起因した場合であっても変わりません。
また運転者は、参加種目について標準能力を持っていること、ならびに参加車両についてもコースまたはスピードに対して適格であり、かつ、競争が可能であることを誓います。

- 2) 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーをもたなければならない。
- 3) 参加者は、競技中また競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態をつくらったり、飲酒してはならず許された場所以外で喫煙してはならない。
- 4) 参加者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- 5) ドライバーは必ずドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。出席しないドライバーは大会審査委員会が決定した罰則が適用される。

第 28 条 クレデンシャル（入場パス）と車両通行証

- 1) サービスカーは大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行が出来ない。
- 2) 交付された通行証は、他に貸与したり転用してはならない。

第 29 条 ピットの使用

- 1) ピットを割り当てられた参加者はピット前（コース側）白線より黄線の間を走行域とする。
- 2) ピット前（ピット側）白線より黄線の間を作業域とするが、作業時以外は工具、部品等は置かないこと。

第 30 条 公式予選（タイムトライアル）

- 1) 公式車両検査に合格した車両で 7 月 23 日 11：30～12：30 の間に行われる。
- 2) 公式予選のタイムトライアルは 100 分の 1 秒まで計測される。
- 3) 公式予選結果の順位はそれぞれのドライバーが予選中に走行したタイムにて決定される。
- 4) 公式予選のタイムが記録されなかったドライバーは嘆願書を競技長に提出することにより、審査委員会の承認を得て最後尾より決勝に参加する事が出来る。嘆願書の提出が 2 名以上有る場合の順位は参加申込順に決定する。嘆願書の提出は、公式予選結果発表後 30 分以内とする。
- 5) タイムトライアル（公式予選）には別途賞典を設ける。

第 31 条 スタート

- 1) スタート 5 分前には決められたグリッドにつき出走前点検を受けなければならない。
スタート 3 分前にはドライバー以外はコース外の決められた場所に移動しなければならない。
スタート 1 分前：スタート準備
- 2) スタート合図はスタートシグナル（赤 黄 黄 黄 緑）とグリーンフラッグの振り下ろしとする。
- 3) スタート出来なかった車両及び 5 分前までにグリッドにつけなかった車両は競技役員によって各自のピットに押し戻されピットスタートとなる。

第 32 条 反則スタート

- 1) スタート合図がなされるまでに所定の位置から前進したドライバーは反則スタートとして 1 周減算の罰則が適用される。
審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受けられない。

第 33 条 信号合図

- 1) 競技中の信号合図は、旗信号によって行われる。
- 2) 信号合図
(1) 旗振動：全てのドライバーは速度を落とし必要に応じて停車できる態勢で競技役員の指示に

従うこと。

(2) 1 本の黄旗振動：コース脇、あるいはコース上の一部に危険箇所がある。進路を変更する準備をして走行せよ。

3) 信号合図に従わないドライバーには罰則が適用される。罰則は競技結果に1周減算とされるが、大会審査委員会は状況に応じて罰則を増減することができる。

第34条 ドライバーの遵守事項

- 1) ヘルメット及びグローブ、シューズ、レーシングスーツ又は長袖長ズボンを実際に着用する事。
- 2) いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときは、後続車両など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。
- 4) ドライバーは緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車等がコースを走行したり必要な作業を行うため駐停車したり、また競技役員がコースに立ち入る場合があることを承知していなければならない。

第35条 セーフティーカー

- 1) 競技長の決定により、競技を非競技化するためにセーフティーカーをコースに入れる場合がある。セーフティーカーはドライバー又はオフィシャルが危険な状態ではあるが、競技を中断するほどではない場合に使用される。
- 2) 競技中にセーフティーカーがコースに入ると、全てのポストに黄旗1本振動(黄色灯1個点滅)表示ならびに「SC」と書かれたボードが表示され、セーフティーカーの活動が終了されるまで保持される。
- 3) 競技中、セーフティーカーは黄色灯を点灯させながらピットレーンからスタートし競技の先頭車両位置に関係なくコース上に合流する。
- 4) 全ての競技車両は競技中にセーフティーカー後方に車間距離を保ち整列する。セーフティーカーからの合図がない限り、全ての追い越しは禁止される。
- 5) セーフティーカーの活動中、競技車両は各自のピットに停車して良いが、ピット出口の緑色が点灯している時に限りコースに出ることが出来る。セーフティーカー並びにそれに続く車列がピット出口を通過中、または通過しようとしている時以外は緑色灯は常に点灯している。ピットからコースに合流する車両は、セーフティーカーに続く車両の隊列の末尾につくこと。
- 6) セーフティーカーがコースから引き上げ、競技車両がスタートラインに近づいた時点で緑色点灯又は緑旗が振動表示され競技が再開となる。
- 7) セーフティーカーが活動中の各周回は競技周回として数えられる。

第36条 妨害行為

- 1) 競技中、ドライバーは故意に他の競技車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為をしてはならない。
- 2) コース上でのグリーン上のカット等、規定以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 3) 同条の違反判定に対する抗議は受けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

第37条 リタイア

- 1) 競技中、事故あるいは故障等により、以後の走行権利を放棄するドライバーはその旨を最も近い位置のコースポスト員またはピット員に報告しなければならない。
- 2) リタイアの届けは、ドライバーまたは参加代表者が所定の用紙に署名して提出すること。

第38条 競技中の車両修理

- 1) ピット以外の地点で停車した車両の修理は他の車両の走行の支障にならない安全な場所でその当該ドライバーのみが行わなければならない。また、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、交換などを行うことは厳重に禁止される。
- 2) 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行をしたりしてはならない。ただし、保安の目的で競技役員が車両を移動させたり処置する場合、及び自己のピットを通り越した車両を当該車両のドライバー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

第39条 ピットイン及びピットアウト

- 1) ピットインするドライバーは最終コーナー入口より左側に寄り、安全を確認してピットレーンを徐行しなければならない。
- 2) ピットアウトしてコースに復帰するドライバーはピットレーンを出てコースの次のコーナーを曲がり切るまでコースのイン側に沿って走行しなければならない。その間後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 3) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の作業エリアに近づけて車両を停車させなければならない。
- 4) ピットインして停車区域に入った車両、及び当該車両のドライバーやピット要員はピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。

- 5) ピットインの際、自己のピットを通り越して停車した車両は、当該ドライバー及びピット要員によって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 6) ピットアウトしようとする車両は、ピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

第40条 ピット作業

- 1) 競技中の車両がピットインした時、当該車両の登録されたピット要員は自己のピット前で作業することが出来る。ピット作業の場合を除いてピット前に出ること、部品や工具をピット前に置くことは禁止される。
- 2) ピット内及びピット前は清潔に保ち、器具等を整頓し火災防止に努めなければならない。喫煙は禁止される。

第41条 ピットサイン

- 1) プラットホームに立ち入り競技車両へピットサインを送ることができる。ピットサインを送るピット要員は登録された(IDカード所持)1チーム2名以内に限定する。
- 2) 走行中のドライバーに対して、本大会に有効な無線通信や携帯電話を使用して送信及び受信を行っても良い。
- 3) ピットサインを送るためにプラットホームへ出入りする際には、ピットイン及びピットアウトする車両に十分注意するとともに車両の通行を妨げてはならない。

第42条 エネルギー源

- 1) 鉛電池
 - (1) 競技中(決勝)は指定されたバッテリー以外の使用は禁止される。公式予選(タイムトライアル)は類似するバッテリーであること。公開練習(テストラン)は自由とする。指定バッテリーは受付順に抽選で配布する。これらに関する抗議は受け付けない。
 - (2) 会場内でのバッテリーの充電は許されない。
 - (3) 搭載方法は自由であるが安全で速やかに電氣的配線が接続できること。
- 2) コンデンサー
 - (1) コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

第43条 競技の中断

- 1) 事故によってコースが塞がれた場合、または天候その他の理由でレースが継続不可能と成った場合、競技長は赤旗を表示し同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に、全車両はただちに競技を中止しいつでも停止出来るスピードで競技役員の指示に従い走行する。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
 - (1) 競技順位は、中断の合図が提示された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時の順位となる。
 - (2) 競技車両および競技役員車両がコース上にあるかもしれない。
 - (3) コースは事故のため完全に塞がれているかもしれない。
 - (4) 天候の状態から、競技速度での走行は不可能になっているかもしれない。

第44条 競技再開

- 1) 競技時間の25%が過ぎているか、競技距離の25%を過ぎてから中断された場合は、先頭車両が完了した周回の1周前の周回時点で競技は終了されたものとする。
- 2) その他の場合は、大会審査委員会が競技再開、競技終了を決定する。大会審査委員会が再開、終了を決定するまで競技車両は全競技役員によって車両保管される。車両保管中保管区域に立ち入ることは出来ない。但し、ピットにて作業中の車両は、全ての作業を継続することが出来るが、競技再開時はピットスタートとなる。
- 3) ピットスタートは、再スタートした全車両がピットレーンとコースの合流地点を通過したのちに競技役員によって緑旗提示またはピット出口の信号灯が緑点灯によってスタートが出来る。

第45条 第2パート

- 1) 第2パートが開催された場合の順位は第1、第2パートの周回数を合算し決定される。
- 2) 第2パートの競技時間、競技距離は大会審査委員会が決定する。
- 3) 第2パートのスタートグリッドは第1パートの順位に基づき決定される。

第46条 競技終了と順位決定

- 1) 優勝者は規定時間時点の周回数が最も多いものとする。
- 2) 優勝者以外の順位は達成された周回数とフィニッシュライン通過順とする。
- 3) レース終了を合図するチェッカーフラッグがフラッグマーシャル台で提示される。チェッカーフラッグは3分間振られる。
- 4) 万一、チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により規定時間または規定周回数を完了する前に提示された場合でも競技は終了したものとする。
- 5) また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて提示された場合は規定時間または規定周回数が達成された時点における順位に従って決定される。

第 47 条 競技終了後のパドックイン

- 1) チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して決められたロードを通してパドックインし所定の車両保管区域に車両を持ち込まなければならない。ただし、コースを 1 周徐行に耐えられないものは後方を十分に注意して安全を確認した上で停車後、競技役員の指示に従うこと。
- 2) チェッカーフラッグが提示された時点でピットインしている車両の出走は禁止される。

第 48 条 競技結果

- 1) 競技終了後、計時委員長の名において暫定結果が発表され、本規則第 49 条による抗議がない場合大会審査委員会の承諾を得て、暫定結果発表 30 分で正式結果が発表される。
- 2) 正式結果発表後、表彰式が行われる。表彰を受けるドライバーまたは参加責任者は表彰式に出席しなければならない。
- 2) 事情により表彰式に参加出来ないドライバーおよび参加責任者は賞典を受ける権利を放棄したものとされる。

第 49 条 抗議の手續きと時間制限

- 1) 抗議を行うことが許されるのは登録された参加代表者に限られる。
- 2) 抗議を行う時は、書面により抗議内容を具体的に記載し抗議対象 1 件につき 10,000 円の抗議料を添え競技長宛に提出しなければならない。
- 3) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、提出者はその作業の費用全額を負担すること。この費用は抗議が正当と判断された場合には抗議料とともに抗議提出者に返却される。その場合審査費用は被抗議者が負担するものとする。
- 4) 技術委員長または車両検査委員の判定に関する抗議は決定直後、公式車検に関する場合は当該車両の検査後 20 分以内でなければならない。
- 5) 競技中の規則違反、不正行為、競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後 20 分以内でなければならない。

第 50 条 抗議の裁定

- 1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のチーム代表者のみに、口頭で通告される。
- 2) 審査後直ちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することが出来る。
- 3) 抗議料は、抗議が成立した場合は抗議提出者に返却されるが、抗議が不成立の場合は没収される。

第 51 条 罰則の適用

- 1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- 2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課すことが出来る罰則は次の通りとする。
 - (1) 戒告(始末書提出)
 - (2) 訓戒
 - (3) 罰金
 - (4) 失格(競技会出場停止)
 - (5) 競技結果に 1 分加算、3 分加算、1 周減算、3 周減算、ペナルティストップ但し、大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化することが出来る。

第 52 条 賞典

- 1) 賞典の詳細は公式通知で示す。
- 2) クラス参加台数が少数の場合は次の様に制限する。

参加台数	賞典の対象
3 台	1 位のみ
4 台～5 台	2 位まで
6 台～7 台	3 位まで
8 台～9 台	4 位まで
10 台～11 台	5 位まで
12 台以上	6 位まで

- 3) その他の特別賞
 - (1) ルーキー WEM 賞 WEM - GP に初めての参加で最上位のチーム
 - (2) ミニ・エコノ・ムーバ賞 車両サイズ(2.5m×1m×1.6m)の内以最上位～3 位までのチーム
 - (3) 高専の最上位チーム オープンクラスでの高専チーム
 - (4) タイムトライアル(公式予選)各クラス 1～3 位

第 53 条 大会審査委員会の権限

- 1) 本競技会の規則書においての解釈に疑問が生じた場合には、本審査委員会の決定を最終とする。